

つくばみらい市国民健康保険第三期保健事業実施計画(データヘルス計画)及び第四期特定健康診査等実施計画(案)【令和6年度～令和11年度】

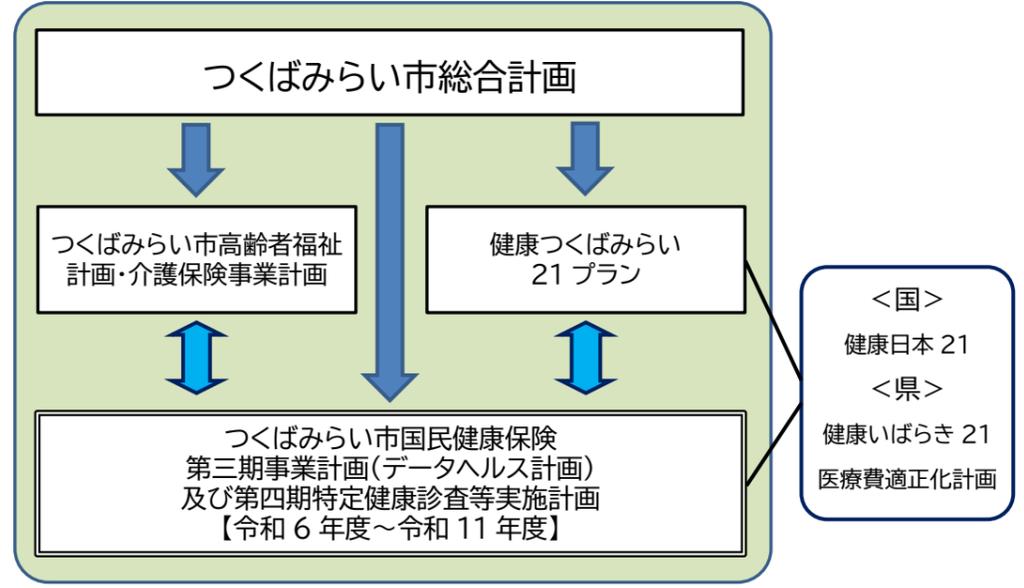
概要版

本計画は、本市の「第二期保健事業実施計画(データヘルス計画)及び第三期特定健康診査等実施計画」が令和5年度に最終年度となることを受け、これまでの事業の評価も踏まえて、新たな計画を策定するものです。効果的な保健事業の実施によって、国民健康保険被保険者の健康保持増進を図ります。

計画の位置づけ

【保健事業実施計画(データヘルス計画)】  
健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図ることを目的としています。第三期計画策定から都道府県レベルでの標準化が推進されることになりました。本計画においても、一部の事業で茨城県共通評価指標を取り入れています。

【特定健康診査等実施計画】  
本市が国民健康保険の保険者として、厚生労働大臣が定める特定健康診査等基本指針に即し、保健事業の中核である特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する事項を定める計画です。



計画の指針・対象者等

計画名	保健事業実施計画 (データヘルス計画)	特定健康診査等実施計画
根拠法	国民健康保険法 第82条	高齢者の医療の確保に関する法律 第19条
指針等	国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針	特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針
対象年齢	被保険者全員	40歳～74歳
対象とする主な疾病	メタボリックシンドローム、糖尿病、高血圧、脂質異常症、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病腎症、慢性閉塞性肺疾患、がん	メタボリックシンドローム、糖尿病、高血圧、脂質異常症、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病腎症
目標	分析に基づき、健康課題を明確にした上で、目標値を設定	特定健康診査受診率、特定保健指導実施率

計画の目標

【第三期保健事業実施計画(データヘルス計画)】

目的	評価指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
健康寿命(平均自立期間)の延伸	平均自立期間	80.7歳(男性) 84.5歳(女性)	81.7歳(男性) 85.5歳(女性)
	特定健康診査の2年連続受診者率(県)	26.2%	40.0%
生活習慣病の早期発見・早期治療	特定健康診査受診率(県)	34.3%	60.0%
	特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率(県)	18.0%	20.0%
メタボリックシンドロームの予防・改善	特定保健指導実施率(県)	33.6%	60.0%
	HbA1c8.0%以上の者の割合(県)	1.6%	1.4%
生活習慣病重症化予防	HbA1c8.0%以上の者のうち、医療機関を受診していない者の割合(県)	13.9%	10.0%
	収縮期血圧の平均値	128.1mmHg	127.1mmHg
	Ⅱ度高血圧以上の者のうち、医療機関を受診していない者の割合	52.5%	40.0%
生活習慣病発症予防・健康づくり	参加者の健康意識向上割合	-	80.0%
	延参加者数	110人	250人
医療費適正化	後発医薬品利用率	83.3%	84.0%
	後発医薬品利用差額通知件数	321件	300件

※(県)は、茨城県共通評価指標を指します。指標は県内共通ですが、その目標値は市町村が各自設定します。

【第四期特定健康診査等実施計画】

項目	現状値(令和4年度)	目標値(令和11年度)
特定健康診査受診率	34.3%	60.0%
特定保健指導実施率	33.6%	60.0%

※第三期保健事業実施計画(データヘルス計画)にも、同様の目標を設定しています。  
※国の示す目標値:特定健康診査受診率 60.0%以上、特定保健指導実施率 60.0%以上

計画の推進に向けて

【計画の評価及び見直し】  
個別保健事業については、評価指標に基づき、事業の効果や目標の達成状況を毎年度確認します。また、必要に応じて事業の見直しを行います。さらに、計画の中間年度には計画全体の中間評価を実施し、最終年度には次期計画を見据えた最終評価を実施します。

【計画の公表及び周知】  
本計画は市ホームページ等で公表するとともに、計画の内容について周知を図っていきます。